

自分らしく安心してくらしらせる地域

地域人権教育指導員 宮川淳一

以前、学校に勤務していた時のことです。正門横で朝の交通見守りをしていると、一人の男子中学生が、高齢の女性に寄り添うように歩いて登校している姿を見ました。

温かい目で見守る

その女性が手にしているのは、ティッシュボックスとつえ代わりの木の枝。どう見ても、散歩している姿には見えません。その男子中学生もきつと、その姿から「何かへんだな」と思ったに違いありません。

その後、近くにいた先生と話をし、すぐに女性を預かっていったん学校で対応することにしました。

その生徒にどうして一緒にいたのか尋ねると、「ちよっとおばあさんが気になったので、とあえず一緒に歩いてきました」という返答でした。こちらからも「よく寄り添ってくれたね。ありがとう」と礼を言いました。

後で分かったことですが、女性には学校職員の知り合いだったので、事なきを得ることができました。もし、誰も近くで見守

る人がいなかったら、その高齢者を見過ごすことになったかもしれません。

【菊池市人権未来都市宣言】でも

この宣言文の中でも、「…高齢者等に対する偏見や差別、人権侵害など、さまざまな問題が後を絶たない。私たちは、この人類共通の課題を克服していくため、改めて強い決意をもってこの問題に取り組みしなければならぬ」としています。

今こそ私たちは、住み慣れた場所でも自分らしく安心して暮らすために、小さな一歩を踏み出す時だと思えます。



認知症地域見守り協力店・協力者の家には印として「大きなオレンジリング」が掲示されています

無形民俗文化財 ⑬

国史跡 菊池氏遺跡

【問い合わせ先】文化課 ☎0968(41)7515

【問い合わせ先】文化課 ☎0968(41)7515

◆岩下神楽

市に伝わる無形民俗文化財の中には、後継者不足などの理由で休止していたり、残念ながら途絶えたりしたものもあります。今回は岩下神楽(現在休止中)をご紹介します。

岩下神楽は四町分の岩平区に伝わる神楽で、肥後神楽の流れをくむとされますが、その起源は定かではありません。

伝承によると、西南の役の翌年(明治11年)、何か芸能を習おうという話になり、氏神でおみくじを引いた結果、神楽に決まったため、近隣の神社(下河原四宮神社、七坪産神社、加恵



剣の舞



平成22年11月に開催された市伝統文化子ども大会では、地元の子どもたちによって岩下神楽が披露されました

須賀神社)の神官に特訓を受けたといわれています。

戦後一時途切れたものの、昭和46年に継続を図るため保存会が設立されました。現在は活動を休止していますが、以前は10月14日の四町分座祭日、11月15日の岩下座祭日などで奉納されていました。

演舞は神舞、持幣舞、参舞、弓の舞、剣の舞、唄舞、問の舞、弓剣の舞の8座が伝わっており、問の舞では神主と鬼神の国譲りの場面が演じられます。鬼神の面に「寛保3(1743)年7月吉日 熊本の藤吉作」と銘があるところから、この頃に作られたものと考えられています。

平家についたことにより、鎌倉幕府時代は、東国武士団に抑圧されたといわれています。そのことが、後の12代武時の鎮西探題襲撃につながったのかもしれない。

◆大塚製薬株式会社

大塚製薬(株)は、「世界の人の健康に貢献する革新的な製品を創造する」という企業理念のもと、人々の健康を身体全体で考え、「疾病の診断・治療」と「日々の健康維持・増進」をサポートするトータルヘルスケアカンパニーとして事業を展開しています。

菊池市と弊社は、令和3年4月に包括連携協定を締結しました。①健康づくりおよび食育の推進 ②熱中症予防などの健康被害防止 ③スポーツの振興および教育の推進 ④災害対策を目的としています。

協定締結以降、「きくち桜マラソン」や「しすいコスモスマラソン」などのスポーツイベントの給水給食サポートや、熱中症予防の周知啓発(イベントや市内小学校でのセミナー開催、「みんなのSDGsフェスティバル」や「キククロスまつり」への



④市内小学校での熱中症対策セミナー
⑤クーリングシェルター開設時の資料提供

8月から新たに任命された農業委員を紹介します

新たに1人、市長から任命されましたので紹介します。任期は、8月1日から令和9年3月21日までです。担当地区は次のとおりです。農地に関することは気軽にご相談ください。

【担当地区】

上住吉、南住吉、北住吉、飛熊、永、永南、永出分、富納、桜山一、桜山二、桜山三、桜山四、桜山五、桜山六、桜山七、桜山八、桜山九



11. 山本英治さん

農地の無断転用は法律違反です

農業委員会の許可を受けずに、無断で農地転用を行うと農地法違反となりますので、絶対に行わないでください。無断転用では権利の取得にならないだけでなく、発見した場合、



相続登記の申請が義務化されました!

令和6年4月1日より、不動産を相続で取得した場合には、相続登記の申請が必要になりました。不動産が農地であれば、農業委員会へ届け出を行ってください。

届け出をする際は、相続登記後に法務局から発行される「登記完了証」や「登記簿謄本(写)」など、相続したことが確認できる書面をご持参ください。

産官学金でまちづくり ③

【問い合わせ先】市長公室政策企画係 ☎0968(41)4488

市では、市民サービスの向上や地域活性化を目的に、企業や大学、各種団体などと包括連携協定を締結しています。連携事業による取り組みを隔月で紹介しています。

出展など、市民の皆さんの健康に関するリテラシー向上のために活動してまいりました。

市内8施設のクーリングシェルター(指定暑熱避難施設)では、開設のための知識・ノウハウ提供や、のぼり・ステッカー・啓発チラシ・ポスターなどの資料提供を行い、機能・認知度向上のサポートも行っていきます。(関連14ページ)

今後地域の方々の健康課題解決に貢献できるよう努めてまいります。